

日中平和友好条約40周年を迎えて

霸権なき法の支配で地域秩序を

日中平和友好条約をめぐる交渉過程において、最大の問題がいわゆる霸権条項にあったことはよく知られている。交渉の経緯については、当時の中国課長、田島高志大尉の著新「日中平和友好条約交渉と鄧小平来日」(岩波書店)に詳しい。

当時、中国側は反霸権の合意をソ連に対する統一戦線の形成を見なしたがった。それに対し、全方位外交を唱え、ソ連との間に領土問題や漁業問題を抱えた日本はそれに抵抗した。時代は移り、両国ノルマはすでに無い。だが今日に続く同条約の重要な意義は、日中それぞれに霸権を求めていないと約束したところである。

そもそも霸権とは何か。日本側が交渉過程で問うても、中国側がその定義を明言することはなかった。そこで中国で使われている辞書である『現代漢語大辞典』を引いてみる。するとそれは、国際関係上、実力をもって別の国を支配し操縦する権力だという趣旨の定義が記されている。力を恃んで自分の意思を相手に押付けること、それが霸権の行使だと言ってもいいだろう。

1978年当時、日中の間で早道問題になったのは尖閣諸島の領有権に関する意見の不一致であった。その年の4月、14隻を超える中国漁船が尖閣の海域に現れる事件が起きた。一部の船は大陸の海軍基地と無線連絡をとり、指示を受けていた。「鯨魚島」の主権を主張する断片などを抱ける船もあった。

どうやら、この行動は中国国内の政治闘争と関係しており、平和友好条約交渉を進めようとしていた鄧小平に対抗する側のなせる業であった可能性が

高い。鄧小平は、同年10月に条約の批准書交換のために来日し、記者会見を開いた。その際、尖閣の問題には触れない(「不涉及」)ことで日中は約束したと述べ、それに続けて次のように語っている。

「中國人の智慧からすれば、このような（筆者注：触れない）方法しか思いつかない。なぜなら、はっきりすることができないことに一旦触れると、一部の人たちはこのような問題で難癖をつけ、日中開闢の発展への障害を作り出す。近年の尖閣をめぐる様々な事象に見らしても、これは實に示唆に富む洞察ではないだろうか。

日本側では、翌79年、調査のために魚釣島にヘリポートを建設し、それに対して中国側からの抗議を受けたことがあった。それについて、当時の櫻田直外相は衆議院外務委員会で次のように答弁している。

「やはり個人の交際、國の交際は同じでありますし、これに友好關係といふことになってくれれば感情もある。それで日本には日本のメンツもあれば中国には中国の面目もあるわけであります。したがいまして、私は、有効支配を諦めるためのものであるならば絶対反対、地域の人民の生命の安全のために必ずしも得ず、冷静に、慎重にやられることは仕方がない、こういうことをございました。」

日本はこの方針に基づいて、北方領土や竹島は全く異なり、島の基地化はもとより民間活動家の上陸すら抑え、自制してきた。この自制こそ、霸権を求めない姿勢の現れだと言えよう。

では、中国側の実力が向上した今、どうすればその自制を確保することが

できるのか。70年代末と異なり、日中の戦略目標が一致していない現在、我々はこの重大かつ厳しい問いに答へなければならない。

14億の人口を抱え、台頭する現在の中国にすると、最大の課題は米国との戦略的競争に勝利する、あるいは勝利しないまでも勢力の均衡を求めるのである。習近平氏は、太洋には米中という二つの大国を許容するのに十分な広さがある、と繰り返し語っている。

だが、それがハワイを境に太平洋を二等分することだとすれば、米国もそして西太平洋に位置するアジアの国々も納得することはないだろう。長期的に東アジアの安定のためには、どれほど難かろうと、両大国が共存共榮する地域秩序のビジョンを共有せねばならない。青でも赤でもない、紫の西太平洋を目指すほかない。

米国と異なり、日本と中国の間では、ゼロサム的な勢力争いではなく、ウイン・ウインの地域協力を進めることに何度も合意が交わされてきた。例えば2006年の安倍晋三經理訪問時には、東アジア地域協力、日中韓協力における協調を強化し、東アジアの一一体化のプロセスと共に推進することを確認した。習近平氏は国家副主席として2019年に来日した際、鳩山由紀夫總理の東アジア共同体構想に賛成だと述べた。

しかし抽象的な目標の共有だけでは足りない。東アジア秩序を支える規範について合意し、それを実行できなければ、実力行使を自制し、協力して地域秩序をつくることはできない。

過去40年の間に、日本と中国は規範に関する重要な合意をしたこともある



東京大学法学部卒業、サセックス大学DPhil取得。笛川平和財团研究員、在香港日本総領事館専門調査員、桜美林大学助教授、立教大学教授などを経て現職（法学政治学研究科教授を兼任）。東京財團政策研究所所長候補研究員、日本国際問題研究所上席研究員、日本国際フォーラム上席研究員も務める。

る。まずは20年前の江沢民氏来日の際、「双方は、人権の普遍性を確認し、各団は相互交流を通じて共通認識を確立し、相處点を減らすべきであるとの認識で一致した」。

そして10年前の胡錦涛氏来日の折には、「基本的かつ普遍的価値の一層の理解と追求のために緊密に協力とともに、長い交流の中で互いに培い、共有してき文化について改めて理解を深める」ことを決定した。

日中平和友好条約でいう紛争を解決する平和的な手段とは、東シナ海や南シナ海でプレゼンスを増大させ、相手を威嚇すらず屈服させる圧力などではない。それは自らであり、実力の濫用、すなわち霸権を許さない法の支配だ。残念ながら今の中国指導部は普遍的価値を認めていない。だが人権を尊重し、法によって国内と国際の秩序を支えることは、既に多くの中国人の強い願いとなっている。

特別寄稿

高原明生
東京大学公共政策大学院長